

仕 様 書

仕様書番号 御農森工第 8-1 号

工 事 名 林道栢森線舗装改良工事

※本工事は岐阜県建設工事共通仕様書を準用する。

特記仕様書

第1章 総則

第1節 総則

第1条 適用の範囲

- (1) この仕様書は「御農森工第8-1号 林道栢森線舗装改良工事」に適用する。
- (2) 受注者は「岐阜県建設工事共通仕様書」、「特記仕様書」、「特記仕様書2」、「特記仕様書3」その他設計図書に基づいて誠実に履行しなければならない。

第2条 工事内容

- (1) この工事は、林道栢森線について、老朽化した既設舗装の取り壊し及び再舗装による改良を行うものである。
- (2) 工事場所は御嵩町御嵩地内で、位置図に示した場所である。
- (3) 工事概要は設計図書のとおりである。

第3条 定めなき事項

- (1) 設計図書に定めなき事項、又はこの工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督員と協議しなければならない。

第2章 施工

第1節 施工一般

第1条 準備工

- (1) 労務及び作業用機械器具類は工程を十分検討の上、工期内に工事实施の可能な能力のあるものを準備し、特に作業機械は常に点検整備を行ない、故障等により工事に支障をきたすことのないように十分留意しなければならない。
- (2) 契約後、監督員の承諾を得た上で、測量及び機械施工のできる状態にし、丁張をかけて設計図書及び用地等について監督員の確認を受けなければならない。
- (3) 測量・工事において、民地に進入する時は、予め所有者の了解を得ること。

第2条 掘削工

- 岐阜県建設工事共通仕様書第12編第7章7-3-3掘削工に示すもののほか、以下のとおりとする。
- (1) 掘削にあたっては、基礎地盤を緩めないように、かつ過掘が生じないように注意すること。

第2節 仮設工

第1条 一般事項

- (1) 受注者の施工する任意仮設は、この工事施工に十分な規模で労働基準法、その他関係法規に基づくものでなければならない。
- (2) 工事完了後は、これらの施設を撤去し、跡片付けをしなければならない。
- (3) 安全施設の管理等は適正に行わなければならない。
また、工事完了後のこれらの施設の撤去は、監督員の指示によること。

第3節 環境配慮、安全対策

第1条 交通安全対策

- (1) 原則、資材搬入業者の車両が林道上で待機することが無いよう調整を行うこと。
- (2) 児童生徒通学時の事故回避のため、通学時間の付近道路の通行を極力避けること。
- (3) 一般交通の安全確保のため、過積載の車両により搬入された資材を受け取ってはならない。
建設廃棄物等の搬出時の運搬も同様である。
- (4) 生活道路を利用する場合、受注者の責任において事前に関係者の了解を得て、交通安全に努め、道路の清掃・散水・維持補修をすること。また、住宅近辺では徐行すること。

特記仕様書 2		
2 下記項目、事項のうち○印該当欄は、工事施工にあたって制約等を受けることでなので明示する。 なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と協議し適切な措置を講ずるものとする。		
施 工 条 件		
	明 示 事 項	制 約 条 件 等
工 程	1 関連する別途発注工事あり	a 工種() b 発注予定() 着工予定()
	2 他機関協議による工程条件あり	a 工種() b 機関()
	3 その他	a 制限()
用 地	1 用地補償物件撤去まで着工制限	a 区間() b 着工見込時期() c 内容()
	2 その他	a
公害対策	1 施工法の制限あり	a 騒音 b 振動 c 水質 d その他()
	2 事業損失防止に関する調査あり	a 調査の項目()
	3 その他	
安全対策	1 鉄道等の近接作業制限あり	a 工法制限あり b 作業時間制限あり
	2 交通整理員	a 配置人員 :
	3 その他	a
工事用道路	1 一般道路(搬入路)の使用制限	a 搬入経路指定あり b 時間帯制限あり
	② 一般道路(林道)の占用	① 全面占用 b 片側占用 c 時間制限あり
	3 仮設道路の設置条件あり	a 一般交通供用あり b 安全施設必要() c 路面工() d 工事完了後 撤去
	4 その他	a
仮 設 備	1 仮設物の指定又は一部指定	a 工種()
	2 仮設構造物の転用、兼用	a 工種() b 内容()
	3 その他	
残土等産業 廃棄物関係	1 残土処理条件	a 場所 () b 投棄料計上あり c 運搬距離 (km) d 押土、整地必要
	② 産業廃棄物の処理条件	① 種類(アスファルト) ② 処分先・運搬距離(福田道路株)・ 20.1km)
	3 提出書類あり	a 再資源利用計画書・実施報告書 b マニフェスト調書写
	④ 建設リサイクル法	a 該当あり ⑤ 該当なし
	5 その他	
工事支障物件	1 占用支障物件あり	a 電気 b 電話 c 水道 d ガス e その他()
	2 その他	
排水工関係	1 濁水、湧水処理条件あり	a 方法()
	2 その他	
通学路等	1 通学路指定あり	a 指定学校() b 通学路変更の可否() d その他()
再生材使用 関 係	1 再生材使用指定あり	a 種類()
そ の 他	1 現場発生材あり	a 品名() b 納入場所()
	2 支給材あり	a 品名() b 引渡し場所()
	3 イメージアップあり	a 仮設費() b 安全費() c 営繕費() d 特別なイメージアップ()
	4 盛土材等工事間流用あり	a 運搬方法() b 運搬距離()
	5 他機関との協議状況	a 協議済機関() b 未協議機関()
	・ 事前に関係者との調整を行い、迂回路、施工時期、内容等について明確に説明し納得の上で施工すること。また、施工計画による施工時間を厳守すること。 ・ 工事施工範囲内の公共物、及び私有物について、着工前に既破損部の確認写真等を残し、施工後に誤解を生じることのないようにすること。 ・ 施工箇所の埋設物等については確認すること。 ・ 使用資材の仕様に注意すること。また、監督員の指示により仕様変更することがある。 ・ 安全対策を万全にすること。また、早期着工・早期完成に努力をするとともに工期を厳守のこと。	

特記仕様書 3

1. 妨害又は不当要求に対する通報義務

①受注者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

②受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期限内に業務を完了することができないときは、御嵩町に履行期間の延長変更を請求することができる。

2. 入札参加資格に関する事項

御嵩町から、「御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置基準に該当しないこと。

3. その他

落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、御嵩町から、「御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

4. 誓約書の提出

受注者は、暴力団関係者でないこと、暴力団関係者であるとの疑義が生じた場合に御嵩町が可児警察署に照会することに承諾し、確認できた情報を今後の契約等における身分確認に利用することに同意する旨の誓約書を契約締結時に提出すること。ただし、誓約書は一度提出されれば良いものとし、以後御嵩町と契約を行う場合は提出を不要とする。

御嵩町長と可児警察署長の間で締結された「御嵩町が行う事務事業から暴力団排除に関する合意書」（平成22年11月22日締結）に基づき、町が発注する建設工事、建設関連業務、森林整備業務及び物品調達等の契約から暴力団を排除する措置をおこなっています。